

令和7年2月5日開催

第 7 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第7回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月5日(水) 午前10時00分

2. 開催場所 三石庁舎はまなす 2階会議室

3. 出席委員	1番	中村 トク	欠
	2番	山野 美幸	出
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	欠
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局 長	森 宗 厚 志
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 現況確認

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第4号 令和6年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予(継続)届出に係る営農証明発給の適否について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和7年2月5日招集、第7回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>挨拶</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、2番山野委員、3番西村委員にお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ここで事務局より追加案件の申し出がありましたので、報告第1号として許可することとします。事務局説明してください。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。現況確認については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を(追加)議案書をもとに説明】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>なければ、報告第1号1番は事務局の報告のとおり、承認することとしてよろしいですか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号1番は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>7番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。議案第1号1番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については、2件となります。議案第1号1番について議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番については、法人が構成員の所有農地を買い受け営農するべく申請があったものです。なお、経営面積、従事日数等の農地法第3条第2項各号の不許可項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可することと決定いたします。続いて、順位2番について議案の説明をお願いします。</p> <p>【議案第1号2番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番については、隣接する国有農地を買い受け営農するべく申請があったものです。以上ご審議をお願いします。</p>

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
7番	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第1号2番について、これを許可することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可することと決定いたします。
議長	次に議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。 ページ毎に審議しますので、まずは事務局より議案第2号1番から4番について議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第2号1番から4番を議案書をもとに説明】 まず、順位1番から4番は、所有権移転の案件となります。 順位1番、3番及び4番につきましては、経営効率化のため賃貸している農地の取得であります。 順位2番につきましては、経営規模拡大のための農地の取得でありまして、いずれも強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号1番から4番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号1番から4番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位5番から7番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号5番から7番を議案書をもとに説明】 順位5番から7番は、引き続き所有権移転の案件となります。 いずれも経営規模拡大のための農地の取得であります。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号5番から7番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号5番から7番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位8番及び9番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号8番及び9番を議案書をもとに説明】 順位8番及び9番は、引き続き所有権移転の案件となります。 いずれも経営効率化のため賃借している農地の取得であります。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長	採決いたします。議案第2号8番及び9番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号8番及び9番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位10番から13番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号10番から13番を議案書をもとに説明】 順位10番、12番及び13番につきましては、経営効率化のため賃貸している農地の取得であります。 順位11番につきましては、経営規模拡大のための農地の取得であります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号10番から13番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号10番から13番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位14番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号14番を議案書をもとに説明】 順位14番につきましては、経営規模拡大のための農地の取得であります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	(欠席)
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号14番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号14番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位15番から17番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号15番から17番を議案書をもとに説明】 続いて、利用権の設定となります。 順位15番は規模拡大のため、順位16番は新規就農のため、順位17番は利用権の更新による農地の借り受けであります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号15番から17番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号15番から17番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位18番及び20番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号18番から20番を議案書をもとに説明】 順位18番から順位20番については、いずれも規模拡大のための農地の借り受けであります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号18番から20番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号18番から20番の集積計画について、これを決定とします。 ここで事務局より追加案件の申し出がありましたので、順位21番から順位23番として許可することとします。 まずは、順位21番及び22番について事務局説明してください。
事務局	【議案第2号21番及び22番を(追加)議案書をもとに説明】 追加議案の順位21番及び22番は利用権の設定となります。 いずれも規模拡大のための農地の借り受けであります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号21番及び22番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号21番及び22番の集積計画について、これを決定とします。 続いて、順位23番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号23番を(追加)議案書をもとに説明】 追加議案の順位23番は所有権の移転でありまして、経営規模拡大のため近隣農地を買い受けたいものであります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	(欠席)
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号23番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号23番の集積計画について、これを決定とします。
議長	次に議案第3号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。議案第3号1番について事務局説明してください。
事務局	【議案第3号1番を議案書をもとに説明】 順位1番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。 昨日、現地調査を地区担当委員に行っていたとき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
1番	ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番については現況証明を発給することと決定いたします。続いて、順位2番について事務局説明してください。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに説明】

順位2番については、道路敷地に隣接した農用地区域内にある農地で、ここを地目整理するため現況証明願いが出されました。
昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、当該農地は被災され、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

担当委員 (欠席)

議長 これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番については現況証明を発給することと決定いたします。続いて、順位3番について事務局説明してください。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに説明】

順位3番については、山林に隣接する傾斜地の農用地区域内にある農地で、ここを地目整理するため現況証明願いが出されました。
昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、当該農地は山林と一体し、かつ、湿地化も進んでいることから、今後農地として維持することは困難なことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 ありません。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番については現況証明を発給することと決定いたします。ここで事務局より追加案件の申し出がありましたので、順位4番として許可することとします。事務局説明してください。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに説明】

順位4番については、住宅等が介在する傾斜地の農用地区域内にある農地で、ここを地目整理するため現況証明願いが出されました。
昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、当該農地はすでに住宅等建てられており、肥培管理なども行われていないことから、今後農地としての利用見込みなく、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番	ありません。
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号4番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号4番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に、議案第4号令和6年贈与税・相続税及び不動産取得税の猶予届に係る営農証明の発給についてを議題といたします。 事務局、議案の説明をして下さい。
事務局	それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。対象件数は11件です。
事務局	【議案第4号を議案書及び資料をもとに説明】 本案件について説明します。別添名簿の方より、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税等の納税猶予の適用を受けるため、農業を引き続き行っている旨の申請書が提出された際に、営農証明の発給をすることになりますが、その適否について審議願うものです。 本案件は、農地の一括生前贈与により、贈与税及び不動産取得税の納税猶予・徴収猶予を受けられている方が、継続してその猶予を受けるために3年ごとに継続届出の手続きをするもので、営農していることが要件の一つとなっているものです。 別添名簿の該当者11名については、現在も農地を所有し耕作されており、営農証明願いが出された場合、発給できるものと事務局では考えております。
議長	ただいま説明がありましたように、すべて適格要件を満たしているとのことですので。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、採決いたします。議案第4号については、該当者から証明願いがあった場合、営農証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第4号については、営農証明を発給することと決定いたします。
議長	ここで事務局より追加案件の申し出がありましたので、議案第5号として許可することとします。 事務局説明してください。
事務局	それでは、議案第5号の議案書をご覧下さい。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。 【議案第5号1番を(追加)議案書をもとに説明】 順位1番は、良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う一時転用でございます。 なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。 昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用である旨のご意見をいただいております。以上ご審議をお願いします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
6番	ありません。
議長	ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。

議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)</p> <p>(終了時刻 午前11時00分)</p>
	<p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>令和7年2月5日(議事録調製日 令和7年2月10日)</p> <p>新ひだか町農業委員会会長 ㊟</p> <p>議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p> <p>議 事 録 署 名 委 員 ㊟</p>